岩手県知事 増 田 寛 也

## 岩手県規則第151号

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則(昭和25年岩手県規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(加入者等)	(加入者等)

第4条 郵便振替法(昭和23年法律第60号)第58条第1項の規定によ <u>る</u>郵便振替の加入者、口座番号及び納付書等の取りまとめ等を行う 郵便局(以下「取りまとめ郵便局」という。)は、次のとおりである。

	口座番号 7 -960001番 8 -960002番 0 -960003番	取りまとめ郵便局 盛岡中央郵便局 <u>沼宮内郵便局</u>
	8 - 960002番	
02340-	• •	沼宮内郵便局
	0 -960003番	
02350—	о соссовы	紫波郵便局
02360-	1 -960004番	<u>花巻郵便局</u>
02380-	4-960006番	北上郵便局
02300-	7 - 960008番	水沢郵便局
02350-	4-960011番	一関郵便局
02360-	5 - 960012番	千厩郵便局
02380-	8 -960014番	大船渡郵便局
02390-	0 -960015番	陸前高田郵便局
02300-	1 -960016番	遠野郵便局
02310-	3 -960017番	釜石郵便局
02320-	4 - 960018番	大槌郵便局
02330-	6 -960019番	宮古郵便局
02360-	9 - 960020番	山田郵便局
02370-	1 -960021番	岩泉郵便局
02380-	2-960022番	<u>久慈郵便局</u>
02390-	4 - 960023番	二戸郵便局
02330-	5 - 960024番	軽米郵便局
02310-	7 - 960025番	一戸郵便局

(加入者の取扱い)

第5条 加入者は、取りまとめ郵便局から公金振替払込高通知書及び 払込取扱票(払込取扱票に代用すべき領収済通知書(原符)を含む。 以下同じ。)の送付を受けたときは、その日をもって収入の登記を し、払込取扱票は即日所管する広域振興局、広域振興局総合支局若 しくは地方振興局又は岩手県東京事務所の出納員(広域振興局若し くは地方振興局の税務部納税課長(盛岡地方振興局にあっては、税 務部管理課長)、広域振興局総合支局地域支援部の税務室長若しく は県民センター所長又は企画総務部の税務室長及び岩手県東京事務

第4条 郵便振替の加入者、口座番号及び納付書等の取りまとめ等を 行う郵便局又は貯金事務センター(以下「取りまとめ局」という。) は、次のとおりである。

加入者	口座番号	<u>取りまとめ局</u>
[略]	02330-7-960001番	仙台貯金事務センター
	02340-8-960002番	
	02350-0-960003番	
	02360-1-960004番	
	02380-4-960006番	
	02300-7-960008番	
	02350-4-960011番	
	02360-5-960012番	
	02380-8-960014番	
	02390-0-960015番	
	02300-1-960016番	
	02310-3-960017番	
	02320-4-960018番	
	02330-6-960019番	
	02360-9-960020番	
	02370-1-960021番	
	02380-2-960022番	
	02390-4-960023番	
	02330-5-960024番	
	02310-7-960025番	

(加入者の取扱い)

第5条 加入者は、<u>取りまとめ局</u>から公金振替払込高通知書及び払込 取扱票(払込取扱票に代用すべき領収済通知書(原符)を含む。以 下同じ。)の送付を受けたときは、その日をもって収入の登記をし、 払込取扱票は即日所管する広域振興局、広域振興局総合支局若しく は地方振興局又は岩手県東京事務所の出納員(広域振興局若しくは 地方振興局の税務部納税課長(盛岡地方振興局にあっては、税務部 管理課長)、広域振興局総合支局地域支援部の税務室長若しくは県 民センター所長又は企画総務部の税務室長及び岩手県東京事務所総 所総務行政部長の職にある者をもって充てられる出納員をいう。以 下同じ。) に送付しなければならない。 務行政部長の職にある者をもって充てられる出納員をいう。以下同 じ。) に送付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に課する 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)及び岩手県産業廃棄物税条例(平成14年岩手県条例第72号)の規定によ る税について適用し、同日前に課する税については、なお従前の例による。